

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市いじめ問題調査委員会		
開催日時	令和4（2022）年6月30日（木） 午後2時から午後3時まで		
開催場所	みよし市役所3階301会議室		
出席者	【委員】 小久保委員（委員長）、南谷委員、樋口委員、廣瀬委員、高橋委員 【事務局】 深谷総務部部長、小野田総務部次長兼総務課課長、服部総務部副参事、林総務課副主幹、鈴木総務課主任主査、一丸総務課主査 【説明のために出席した者】 深谷学校教育課主幹		
次回開催予定日	未定		
問合せ先	総務部総務課 一丸 電 話 0561-32-8000（直通） メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	議題2は、みよし市情報公開条例第7条1号に規定する情報を含むことから非公開だったため
審議経過	○総務課長；定刻になりましたので、ただ今から、令和4度第1回みよし市いじめ問題調査委員会を開催します。 本日の会議は、みよし市情報公開条例第7条第2号の規定により、議題（2）のみを非公開とし、それ以外は公開することとします。 会議開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。 委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。 昨年度、委嘱状を交付させていただき、本日が対面での初の会議となります。 本来であれば、委員の皆様一人一人に御挨拶を頂戴するところではございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間の短縮のため、御紹介に代えさせていただきます。 資料の1ページを御覧ください。 （委員紹介） ○総務課長；続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。 （事務局紹介） ○総務課長；以上が事務局を担当いたしますのでよろしくお願いいたします。		

また、本日は、説明者として、学校教育課深谷主幹に御出席いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入る前に、当委員会の委員長の選出をお願いしたいと思います。資料１８ページを御覧ください。

「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」第９条で準用する第４条第１項の規定により、委員会には、委員長を置くことになっており、委員の互選により定めることになっておりますので、委員長の選出をお願いしたいと思います。

どなたか立候補、御推薦、御意見などございませんでしょうか。

○南谷委員；小久保先生にお願いできないでしょうか。

(委員 同意)

○総務課長；ただ今、南谷委員から小久保委員を御推薦いただき、委員の皆さんの同意をいただきましてので、小久保委員よろしくお願ひしたいと思います。それでは、早速ですが、小久保委員長からごあいさつをいただきたいと思います。

○小久保委員長；

○総務課長；ありがとうございます。続きまして、委員長の職務代理者の選出につきまして、「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」第９条で準用する第４条第３項の規定により、あらかじめ委員長が指名する委員を職務代理者とする事になっておりますので、委員長より職務代理者の指名をお願いしたいと思います。

○小久保委員長；どの委員の方も本当に素晴らしい方ばかりなのですが、職務代理者には、南谷委員にお願いしたいと思いますが、南谷委員よろしいでしょうか。

<南谷委員了承>

○総務課長；ありがとうございます。

それでは、これより議題に入らせていただきたいと思います。

「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」第９条で準用する第５条第２項の規定により、委員長が議長となることとなっておりますので、これより先、会議の取回しを委員長にお願いします。

○小久保委員長；それでは、議題１点目の「みよし市いじめ問題調査委員会について」事務局から説明をお願いします。

○総務課主査；みよし市いじめ問題調査委員会の概要について説明させていただきます。

１ 設置の経緯としまして、全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、平成２５年９月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。
この法律の施行を受けまして、みよし市では平成２７年４月に「みよし

市いじめ防止基本方針」を定め、また、「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」を制定し、(1)の教育委員会所管のみよし市いじめ問題対策委員会、(2)の市長が所管するみよし市いじめ問題調査委員会の2つの委員会を設置しました。

- 2 各委員会の所掌事務は、(1)の「みよし市いじめ問題対策委員会」は、教育委員会の附属機関として、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策に関すること及び重大事態が発生した場合に、その事実関係の調査審議を行います。(2)の「みよし市いじめ問題調査委員会」は、市長の附属機関として、教育委員会が行う重大事態に係る調査の結果について、市長が必要があると認めたときに再調査を行います。

※印の部分ですが、ここでいう「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されておまして、1点目として、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。2点目として、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とし）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。とされています。

次に3項目の委員会の構成につきまして、

- (1) 委員の数は5人以内とし、
- (2) 委員の選任としまして、委員は、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者から選任することとされています。
- (3) 委員の任期は2年、再任も可能です。
- (4) 委員の身分は市の非常勤の特別職となります。

最後に4項目の会議の運営につきまして、

- (1) 会議の招集は委員長が招集します。
- (2) 会議の議長は委員長が議長となります。
- (3) 会議の成立は委員長及び半数以上の出席を要する。とされておりますので委員長と委員2名以上の出席が必要となります。
- (4) 議事の議決 出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。こととされています。

資料の17ページをご覧ください。

みよし市において、いじめによる重大事態が発生した場合の対応の流れを示したものです。

重大事態が発生した場合、学校はみよし市の教育委員会に報告をし、報告を受けた教育委員会はみよし市いじめ問題対策委員会に諮問をし、いじめ問題対策委員会において事実関係等について調査をしていただきます。その調査結果を教育委員会に答申をしていただき、答申を受けた教育委員会は、調査の結果を市長に報告します。

報告を受けた市長は、その調査結果について、再調査実施の必要があると認める場合には、みよし市いじめ問題調査委員会にその調査結果についての再調査を諮問という形でお願いをし、調査委員会で調査審議をしていただいた結果を市長に答申することとなります。

答申を受けた市長は、その調査結果を議会に報告することが義務付けられております。

以上が重大事態に関する対処の流れになります。

以上、説明とさせていただきます。

○小久保委員長；ただいま、事務局から説明がありました。ご意見、ご

質問がございましたら委員の皆さまお願いします。

○小久保委員長；それでは、議題1点目については、これで終了することとします。

次に、議題2点目の「みよし市のいじめの状況について」事務局から説明をお願いします。

○議題2は非公開のため要約

学校教育課長からの説明について質疑を行った。

○小久保委員長；次に、議題3点目の「みよし市いじめ防止基本方針について」事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長；8ページを御覧ください。みよし市いじめ防止基本方針について御説明いたします。

本市では、いじめ防止対策推進法第12条等の規定及び愛知県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「みよし市いじめ防止基本方針」を策定し、この基本方針を基に、子どもの健全育成及びいじめの防止等に努めております。

9ページを御覧ください。以降、基本方針の概要を説明させていただきます。

第1いじめの防止等に関する基本的な考え方です。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくために、いじめの対策に取り組み、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切です。本市では、学校、家庭、地域その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開しております。

続いて、10ページを御覧ください。第3関係者の責務です。

みよし市教育委員会は、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援しております。学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組んでおります。

11ページを御覧ください。3いじめへの対処というところで、アンダーラインを引いてあるところがありますが、今年度新たに加えたところです。犯罪に相当する事案について、警察と連携して対応することを加えております。

続きまして、第4市としての取組の2です。

教育委員会は、相談体制の充実を図っております。学校に子どもの相談員や心の教室相談員を配置したり、スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者が悩みを相談しやすい環境の充実を図ったりしております。また、みよし市教育センター「学びの森」を中心に心理士やスクールソーシャルワーカーを配置しております。3関係機関の代表者及び心理や福祉の専門家等を構成員とするみよし市いじめ対策推進委員会を設置しております。

続いて、12ページを御覧ください。第5学校としての取組の1です。

みよし市いじめ防止基本方針に基づいて、学校いじめ防止基本方針を策

定しております。学校の実情に合わせて機能しているかを点検し、見直しを図っています。また、学校のホームページへ掲載したり、保護者に示したりしています。

続いて、13ページを御覧ください。2学校いじめ対策組織の設置です。

各学校において学校いじめ対策組織を設置します。いじめに係る情報があつた場合、アンケートの実施、聞き取り調査などの事実関係の把握、いじめ被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導体制・対応方針、保護者との連携といった対応を組織的に実施しております。

14ページを御覧ください。早期発見として、ささいな兆候を見逃さないように、早い段階からかかわりを持っております。いじめに対する措置として、謝罪をもって安易に解消と判断することがないようにしています。いじめに係る行為が止んでいても、少なくとも3か月を目安としております。被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認しております。

15ページを御覧ください。4いじめに係る記録の保存です。
学校で定期的に行っているアンケートは、在籍中に破棄することがないように、5年間保存としています。

第6重大事態への対処です。
いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき、報告があつた場合、学校は教育委員会に報告します。教育委員会は、市長まで事態が発生した旨を報告します。調査の主体や組織について判断します。学校が調査を行う場合は、学校いじめ対策組織を母体として、教育委員会も学校に対して、必要な指導など適切な支援を行います。

教育委員会が行う場合は、対策委員会が調査を行います。調査の結果についても市長に報告します。重大事態の調査に係る記録は、指導要録の保存期間に合わせて、在籍している学校を卒業後、5年間保存としております。

17ページにつきましては、みよし市におけるいじめの防止等のための組織図、18ページには重大事態対応フロー図を記載しております。以上となります。

○小久保委員長；今の御説明で不明な点等あればお願いします。

○小久保委員長；事務局からほかにありますか。

○総務課長；ございません。

○小久保委員長；これを持ちまして、令和4年度第1回みよしいじめ問題調査委員会を終了します。

○総務課長；ありがとうございました。次回の委員会につきましては、市長から諮問などの案件がありましたら、開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

	委員の皆様、お忙しい中、本日はありがとうございました。
--	-----------------------------